

だい しょう にゅうがく
第1章 入学にあたって

1. 大学への「提出書類」

ほんがく にゅうがく りゅうがくせい たい つぎ しょうい ていしゅつ ねが ざいがくちゅう へんこう
本学に入学した留学生に対して、次の書類の提出をお願いしています。在学中に変更
こうしん ばあい あらた あたら しょうい ていしゅつ くだ
や更新した場合は、改めて新しい書類を提出して下さい。

ていしゅつしょうい 提出書類	び 備	こう 考
① こじん 個人カード	すべ こうもく せいかく きにゅう	ていしゅつ くだ 全ての項目を正確に記入してから提出して下さい。
② パスポート (写し)	かおじやしんペ ペーじ りゅうがくび ざしゅとく	こうしんご 顔写真のページと留学ビザ取得または更新後のページ
③ がいこくじんとろうくしょうめいしよ うつ 外国人登録証明書 (写し)	おもてめん うらめん	表面と裏面
④ こくみんけんこう ほけんしょう うつ 国民健康保険証 (写し)	す し く まち やくしょ かにゅうてつづ	くだ 住んでいる市・区・町の役所で加入手続きをして下さい。
⑤ こせき 戸籍、またはこれに代わる証明書 (写し)	か しょうめいしよ うつ	ちゅうごくしゅつしん がくせい とくちほ 中国出身の学生は「戸口簿」になります。
⑥ じゅうきよ ちんたいけいやくしよ うつ 住居の賃貸契約書 (写し)	じぶんいがい ひと どうきよにん ちんたいけいやくしや けいやくしよ じぶん	自分以外の人 (同居人) が賃貸契約者で、契約書に自分の なまえ か ばあい ちんたいけいやくしやめいとどけ ていしゅつ 名前が書かれていない場合は「賃貸契約者名届」を提出 くだ ようし がくせいしえんか して下さい。(用紙は学生支援課)
⑦ しかくしゅとくりれきしよ 資格取得履歴書	も しかく せいかく きにゅう	ていしゅつ くだ 持っている資格を正確に記入してから提出して下さい。
⑧ ざいしよくしょうめいしよ 在職証明書	しかくがいかつどうきよかしよ	も ばあい 現在、「資格外活動許可書」を持っている場合は、アルバイ さき かいしや かくにん う しかくがいかつどうきよかしよ ト先の会社で確認を受けて「資格外活動許可書」のコピーと あわ ていしゅつ くだ 併せて提出して下さい。
⑨ しひりゅうがくせいしゅぎょうりょういちぶめんじょしんせいしよ 私費留学生授業料一部免除申請書	すべ こうもく せいかく きにゅう	ほんにん きんきゅうれんらくにん 全ての項目を正確に記入して、本人および緊急連絡人の なついでん ていしゅつ くだ 捺印をしてから提出して下さい。

2. 「在留資格」の変更、「在留期間」の更新について

日本の大学で学ぶためには、「留学」の在留資格が必要です。新入学生は4月30日まで
 に入国管理局で必ず在留資格変更の手続きを行って下さい。この手続きによって、
 「留学」としての在留資格が2年間あるいは1年間得られます。すでに「留学」の在留資格
 を持っている学生でも、在留期間を超えて在学する学生は在留期間の更新手続きが必要です。
 「留学」への在留資格変更および在留期間更新の手続きには次の書類が必要です。申請書
 用紙は入国管理局・学生支援課にあります。

<p style="text-align: center;">ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更 「りゅうがく へんこう」 【留学ビザへの変更】 しんにゅうがくせいなど <新入学生等></p>	<p style="text-align: center;">ざいりゅうきかん こうしん 在留期間の更新 りゅうがく こうしん 【留学ビザの更新】 ざいりゅうきかんまんりょうび かげつまえ しんせいかのう <在留期間満了日の2ヶ月前から申請可能> ></p>
<p>ひつようしよるい 【必要書類】</p> <p>ざいりゅうしかくへんこうきょかかしんせいしよ ① 在留資格変更許可申請書</p> <p>けいひしべん りっしょう しりょう ② 経費支弁を立証する資料 そうきんしょうめいしよ よきんつうちょう うつ (送金証明書、預金通帳などの写 し)</p> <p>にゅうがくきょかしょ うつ ③ 入学許可書の写し</p> <p>げんぼん ④ パスポート (原本)</p> <p>がいこくじんとうろくしょうめいしよ げんぼん ⑤ 外国人登録証明書 (原本)</p> <p>てすうりょう えん しゅうにゅういんし ちょうふ ⑥ 手数料4,000円 (収入印紙を貼付)</p>	<p>ひつようしよるい 【必要書類】</p> <p>ざいりゅうきかんこうしんきょかかしんせいしよ ① 在留期間更新許可申請書</p> <p>けいひしべん りっしょう しりょう どうひだり ② 経費支弁を立証する資料 (同左)</p> <p>ざいがくしょうめいしよ ③ 在学証明書</p> <p>せいせきしょうめいしよ ④ 成績証明書</p> <p>げんぼん ⑤ パスポート (原本)</p> <p>がいこくじんとうろくしょうめいしよ げんぼん ⑥ 外国人登録証明書 (原本)</p> <p>がくせいしよ げんぼん ⑦ 学生証 (原本)</p> <p>てすうりょう えん しゅうにゅういんし ちょうふ ⑧ 手数料4,000円 (収入印紙を貼付)</p>

ちゅう けいひしべん りっしょう しりょう ぼこく そうきん ばあい そうきんしょうめいしょ
(注1)「経費支弁を立証する資料」としては、母国から送金がある場合は「送金証明書」

りっしょう ぼこく せいかつひ じさん ばあい じき きんがく めいかく
だけで立証できますが、母国から生活費を持参した場合は、その時期・金額を明確に

りっしょう かなら いちど じぶんめいぎ ぎんこうこうざ よきん ひつよう とき ひ
立証できるように、必ず一度、自分名義の銀行口座に預金してから、必要な時に引

だ つか たいせつ
き出して使うことが大切です。

ちゅう しゅうにゆういんし ゆうびんきょく とうきょうにゆうこくかんりきょく こうにゆう
(注2) 収入印紙は郵便局、東京入国管理局、コンビニなどで購入できます。

ちゅう ゆうこうきげん こうしん ぼこく ざいにほんたいしかん おこな くだ
(注3)「パスポート」にも有効期限があります。更新は母国の在日本大使館で行って下さい。

しんせいてつづ さき とうきょうにゆうこくかんりきょく しんせい こうしんてつづき かい
* 申請手続き先：東京入国管理局「申請・更新手続」2階Bカウンター

うけつけじかん げつようび きんようび じ し じ し じ
<受付時間：月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時>

しんさけつか ごじつ ゆうびん しんせいしゃほんにんあて げんじゅうしょ れんらく き
○審査結果は後日、「はがき」(郵便)で、申請者本人宛(現住所)に連絡が来ます。

とうきょうにゆうこくかんりきょく りゅうがく たんとうぶもん
※ 東京入国管理局：03-5796-7253 (留学ビザ担当部門)

3. 「外国人登録」の変更申請について

だいがくにゅうがく にゅうがく てんきょ ひっこし とう かきじこう へんこう ばあい
大学入学によって、あるいは入学してから、転居(引越し)等で下記事項を変更した場合は、

かいない しまかつ し く まち やくしょ とど で くだ
14日以内に所轄の市・区・町などの役所に届け出て下さい。

へんこう じこう 変更する事項	しんせいじ ひつようしよるい 申請時の必要書類	へんこう じこう 変更する事項	しんせいじ ひつようしよるい 申請時の必要書類
きょ じゅう ち 居住地		し めい 氏名	しゃしん まい 写真2枚
ざいりゅうしかく 在留資格	パスポート	ざいりゅうきかん 在留期間	パスポート

がいこくじんとうろくしょうめいしょ きりか しんせい
<外国人登録証明書の切替え申請>

とうろくしょうめいしよゆうこうきかん ばあい ねんかん ゆうこうきかん こ にほん たいざい ばあい
登録証明書の有効期間は、留学生の場合5年間です。有効期間を超えて日本に滞在する場合は、

やくしょ きりか しんせい おこな ひつよう
役所で切替え申請を行う必要があります。

4. 「国民健康保険」の加入について

かにゅう ぎ む かにゅうてつづ
(1) 加入義務と加入手続き

にほん ほうりつ ねんいじょうにほん りゅうがくせい こくみんけんこうほけん かにゅう
日本の法律では、1年以上日本に滞在する留学生は、すべて国民健康保険に加入することが

義務づけられています。加入手続きは「外国人登録証明書」を持って、外国人登録を行った市・区・町などの役所の国民健康保険担当課で行ってください。毎月支払う保険料については、所得が一定金額未満などの事情により役所が認めた場合は、減額制度もあります。

(2) 医療費の自己負担（一部負担金）について

病院にかかったときに、「保険証」を提示すれば医療費総額の30%を一部負担金として支払うだけで、診療を受けることができます。また、同月内、同一病院における本人負担額が一定金額以上の場合には、その超えた金額が請求により払い戻しされる「高額療養費制度」もあるので、大きな病気や入院をした場合には有利です。特に定められた診療時間ではない時間に診療を受けると、割増料金を請求される場合がありますので、注意して下さい。